

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

○洪水害（奈良県水防計画、水防法第14条第1項）

香芝市（以下「当市」という。）を流れる河川のうち、大和川水系葛下川が奈良県知事により水位周知河川に指定されており、洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が定められている。この浸水想定区域内には、靴下製造業をはじめとする香芝市の地域振興産業の工場が点在する。

○土砂災害（土砂災害防止法第7条及び第9条）

市内で土砂災害のおそれがある箇所として、88箇所が土砂災害警戒区域に指定されており、そのうち69箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている（葛城市又は上牧町にまたがって指定されている区域を含む）。穴虫地区における土砂災害警戒区域内には、香芝市の地域振興産業である研磨材製造業の工場が点在する。

○地震（香芝市地域防災計画、南海トラフ地震防災対策推進基本法）

地震のうち、当市にとって最も大きな被害をもたらすおそれのあるものは、中央構造線断層帯地震で、市内全域が最大震度6強又は7と想定されている。

また、南海トラフ沿いの地域におけるマグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、70%～80%とされており、当市における震度は最大で6強とされている。

○感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

令和3年経済センサス調査から、香芝市の事業所数は2,035事業所、従業者数は18,439人である。事業所の内訳は、「卸売業、小売業」（20.4%）の割合が最も高く、「医療、福祉」（12.3%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（11.0%）と続く。第二次産業が占める割合は、香芝市全体の約2割を占める。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災に関する計画・マニュアルの策定及び訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップの作成
- ・災害時応援協定の締結

2) 香芝市商工会（以下「当会」という。）の取組

- ・事業者BCP（事業継続計画）に関する国の施策の周知

- ・専門家による個別BCP策定支援相談
- ・東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、奈良県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・香芝市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・香芝市との大規模災害時における物資調達に関する協定

II 課題

現状では、緊急時の取組について明確な取決めがなく、具体的な協力体制などを明記したマニュアルが整備されていない。加えて、平時及び緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、リスクに備えた共済・保険並びに事業者BCPについての事業者への周知が十分に行えていないといった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・事業者に、事業者BCPの必要性を周知し、作成支援を行う。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年４月１日～令和１２年３月３１日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< １．事前の対策 >

１）小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報誌や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済保険及び損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済保険及び損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変

化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成予定

- ・当会は、令和7年を目指して事業継続計画を作成する予定である。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のビジネス総合保険や奈良県火災共済協同組合に共済・損害保険の紹介等を実施する。
また、ＢＣＰに関する専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーの開催を行う。

4) フォローアップ

- ・経営指導員による小規模事業者の事業者ＢＣＰの作成支援及び取組状況の確認を行う。
(事業継続力強化計画セミナー 目標開催数と策定事業所数)

事業継続力強化セミナー	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
開催数	1	1	1	1	1
策定事業所数	3	3	3	3	3

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（ＳＮＳ等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い及びうがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が出た場合は、香芝市における感染症対策本部の設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

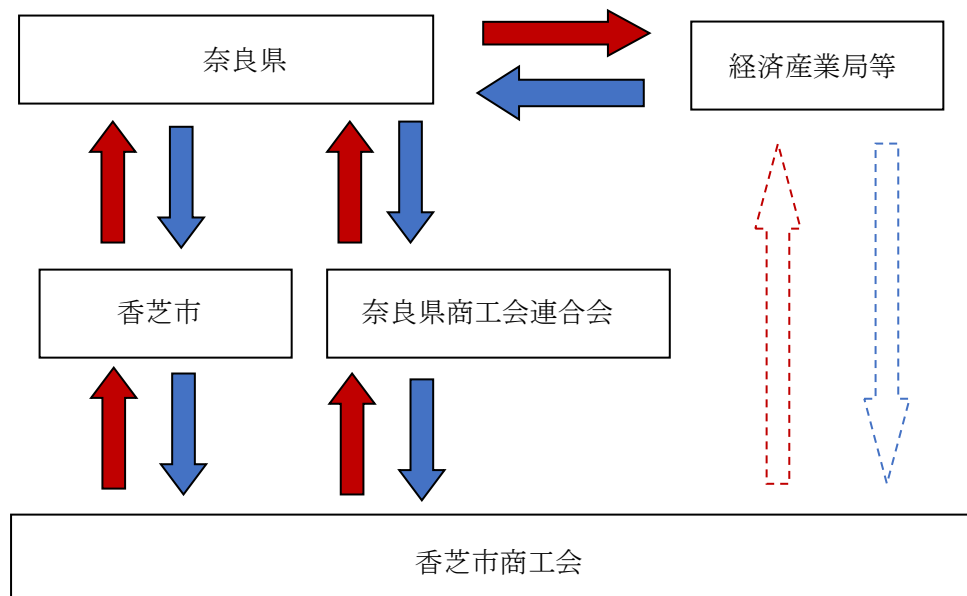
- ・ 本計画により、当会と当市は、以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
2週間～3週間	1日に2回共有する
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・ 当市で取りまとめた「香芝市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 当会は、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 当会は、自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会及び当市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会又は当市は、共有した情報を奈良県の指定する方法にて奈良県へ報告する。
- ・ 当会又は当市は、感染症の流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、共有した情報を奈良県の指定する方法にて奈良県へ報告する。



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

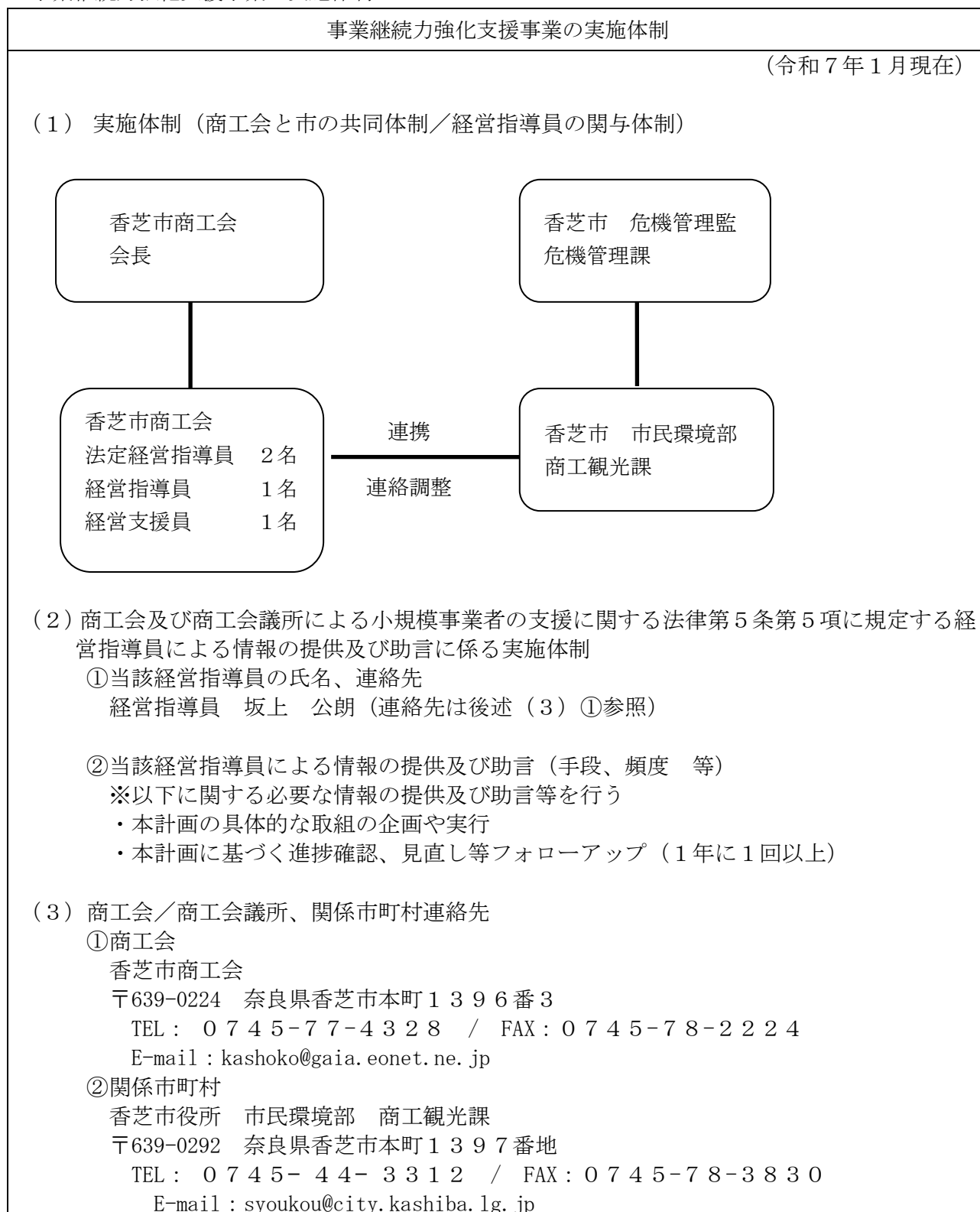
- ・当会は、相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・当会は、安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・当会は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・当会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・当会は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・当会及び当市は、奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会及び当市は、被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	4 1 8	4 1 8	4 1 8	4 1 8	4 1 8
・ 専門家派遣費	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5
・ セミナー開催費	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
・ チラシ作製費	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5	1 6 5
・ 広報費	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、香芝市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 城田 宏明 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役 船曳 真一郎 東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 金杉 恭三 東京都渋谷区恵比寿一丁目 2 8 番 1 号 奈良県火災共済協同組合 理事長 中谷 守孝 奈良県奈良市西大寺南町 8 番 3 3 号
連携して実施する事業の内容
① 商工団体会員企業への同行募集 ② 会議、セミナーにおける制度説明 ③ 地震、水害等自然災害担保商品の提案 ④ 多種目加入の提案等
連携して事業を実施する者の役割
① 自然災害等の対策として普及啓発、各種制度の情報提供を行う。 ② 中小・小規模事業者が単独で行う「事業継続力強化計画」の保険（共済）加入のリスクファイナンスとして加入することにより、自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組を行う。 ③ 商工会会員事業者等に対する労務リスク対策のノウハウ提供 ④ 商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ⑤ 労務リスク対策セミナーの共同開催および講師派遣 ⑥ 労務リスク対策ツールの提供

